

知的財産法制度改定に思う

2019年12月17、19日

凸版印刷株式会社
法務・知的財産本部
顧問 萩原恒昭

本日本話したいこと

1. 凸版印刷のご紹介
2. 最近の主な知的財産法制度の改定
3. 最近の主な特許法の改定
4. 最近の主な著作権法の改定
5. 現在進められている知的財産法制度の改定に向けた検討
6. 終わりに

(1) 概要

社 名：凸版印刷株式会社

創 業：1900年（明治33年）

資本金：1,049億円

売上高：1兆4,650億円（連結）

経常利益：457月億円（連結）

従業員数：51,712人（連結）

事業所：国内 58 海外 20

工場：国内 24 海外 10

研究所：国内 1

※ 数字は2019年3月末日

社名の由来：

大蔵省（現 財務省）出身の技術者が中心になり、当時の最新鋭製版技術である

エルハート凸版法をもって、1900年に設立。

総合研究所(埼玉県杉戸)



小石川ビル
(東京都文京区)

本社ビル(秋葉原)

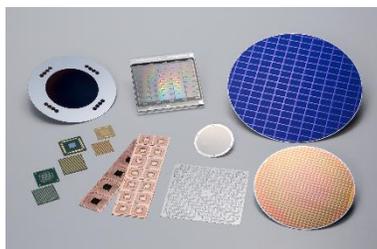


事業領域

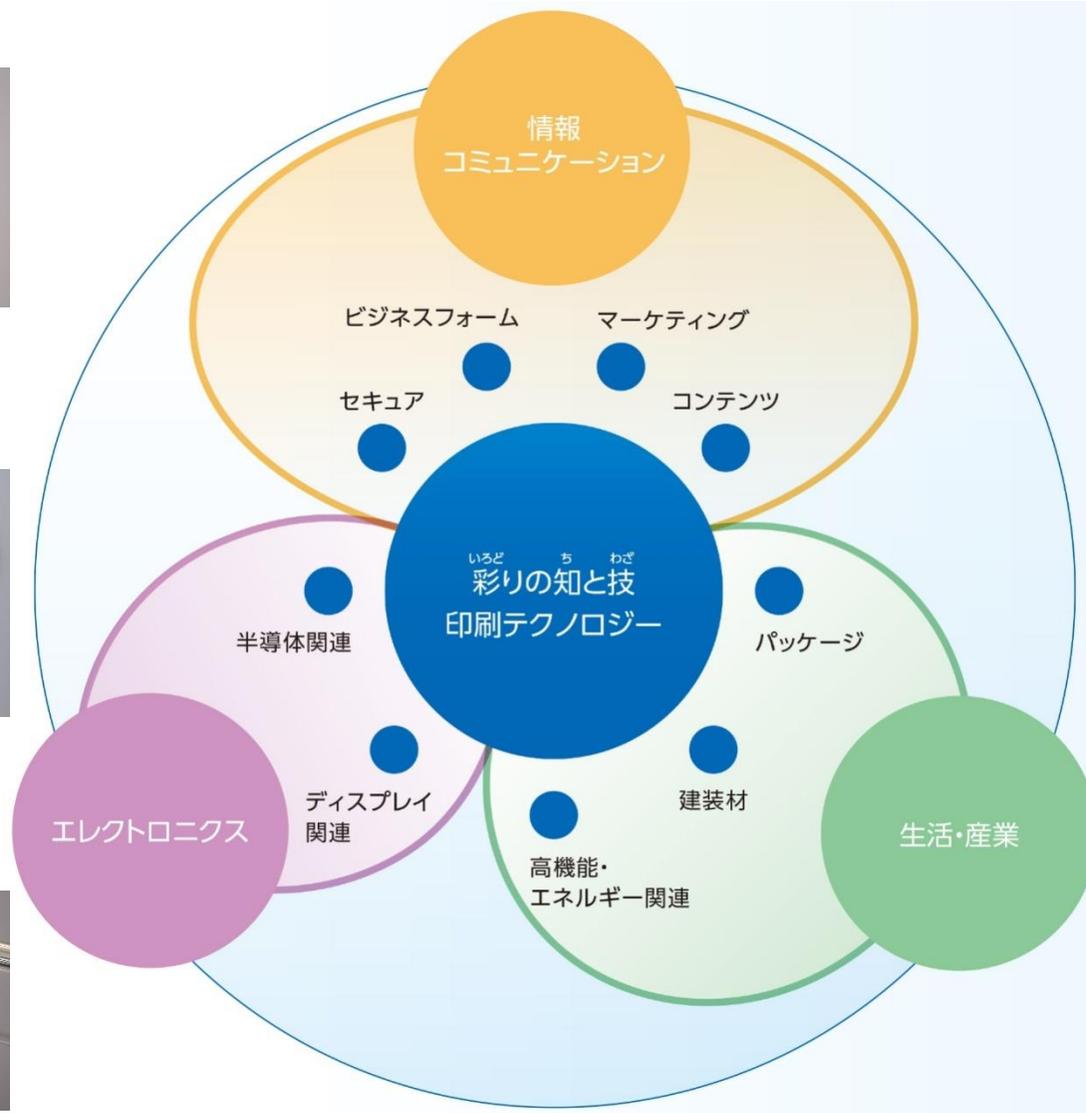
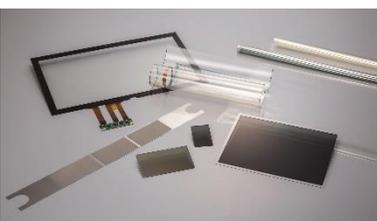
<セキュア>



<半導体関連>



<ディスプレイ関連>



<コンテンツ>



<パッケージ>



<建装材>



印刷テクノロジーの進化と事業

活版印刷技術

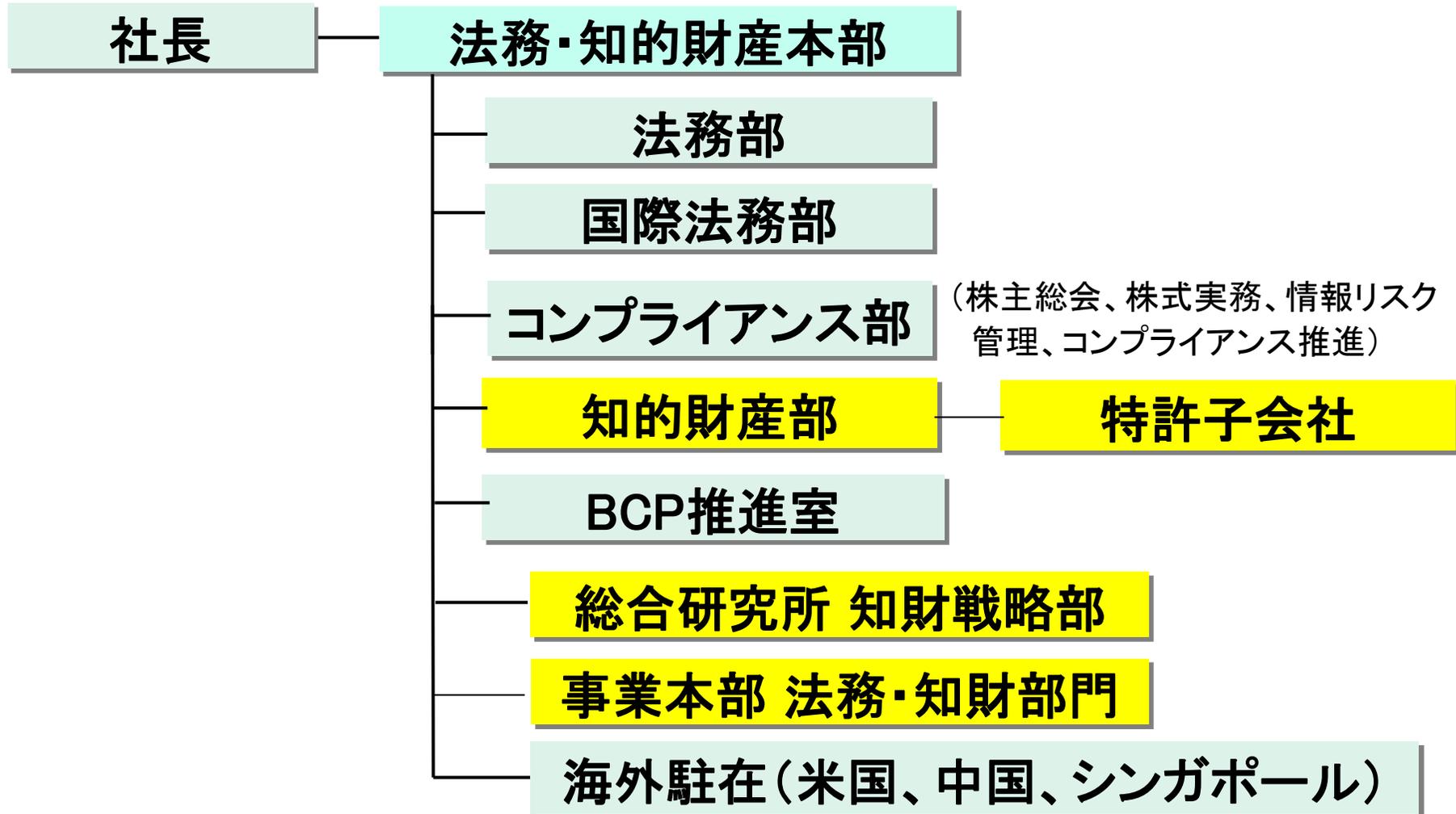


一次技術	二次技術	現在の事業
カラー印刷技術	デジタル画像処理技術 画像通信技術 カラーマネジメント技術	マピオン等ネット事業 デジタルアーカイブ事業 電子書籍事業
組版技術	デジタル文字処理技術	電子書籍事業 デジタルフォント事業 データ処理事業
写真製版技術	精密加工技術	半導体フォトマスク 液晶パネル用カラーフィルター 有機ELパネル用メタルマスク
証券印刷技術	偽造防止技術	ホログラム 磁気カード スマートカード IDタグ Eパスポート セキュリティ機能の優位性 偽造防止技術
塗布・積層技術	機能性フィルム技術	バリアフィルム 反射防止フィルム

トッパンの目指す事業ドメイン



法務・知的財産本部の組織



凸版印刷の知財活動のポイント

1. 経営戦略・事業戦略に密接した知的財産活動（IP L.S.等の活用）

2. デジタルトランスフォーメーション関係事業の知財面からの支援

3. 国内外における知財創出・パテントポートフォリオ構築・知財活用の推進

4. オープン・クローズ戦略の徹底

5. 国内外での知財争訟・訴訟への対応

6. 知財部員、研究開発部員の実践的教育の継続

7. 法改正等における意見提出、及び関係団体、省庁、政治家等への意見提言

最近の主な知的財産法制度の改定

1. 産業財産権制度

(1) 職務発明制度の変遷

① 平成16年法改正

特許を受ける権利の発明者から会社への譲渡に対する高額な対価を認める判決や職務発明訴訟の濫訴を受けて、対価の決定についてお考慮要素の追加や事例集の発行。

② 平成27年法改正

産業界から平成16年改正法が特許を受ける権利が発明者に原始的に帰属することを抜本的に変えることを目的に法改正を要請。紆余曲折を経るも、一定の成果を得る。

(2) 特許侵害訴訟制度の見直し

我が国における特許侵害訴訟の適正性に対する疑問の(大きな)声に対応。

① 平成30年法改正

- ・書類等提出の必要性判断におけるインカメラ手続きの導入
- ・専門委員のインカメラ手続きへの関与を可能にする規定の創設

② 平成31年法改正

- ・専門家による現地調査制度(査証)の導入
- ・権利者の生産・販売能力を超える部分の損害を認定(ライセンス料相当額)
- ・ライセンス料相当額の増額

最近の主な知的財産法制度の改定

2. 著作権制度

(1) 海賊版対策

① 平成26年法改正

電子書籍に対応した出版権の整備。

② 平成31年法改正(になるはずだった)

侵害コンテンツの私的利用目的のダウンロードの違法化。

(2) 権利制限規定の見直し

我が国の著作権法では著作権者の権利の制限は、米国のような一般規定ではなく、個別限定的に規定されている。これが、我が国におけるウェブ系ビジネスの発展の障害となっているとして日本版一般規定の導入を要請。

① 平成24年法改正

一般的権利制限規定ではなく、個別限定規定の追加にとどまる。

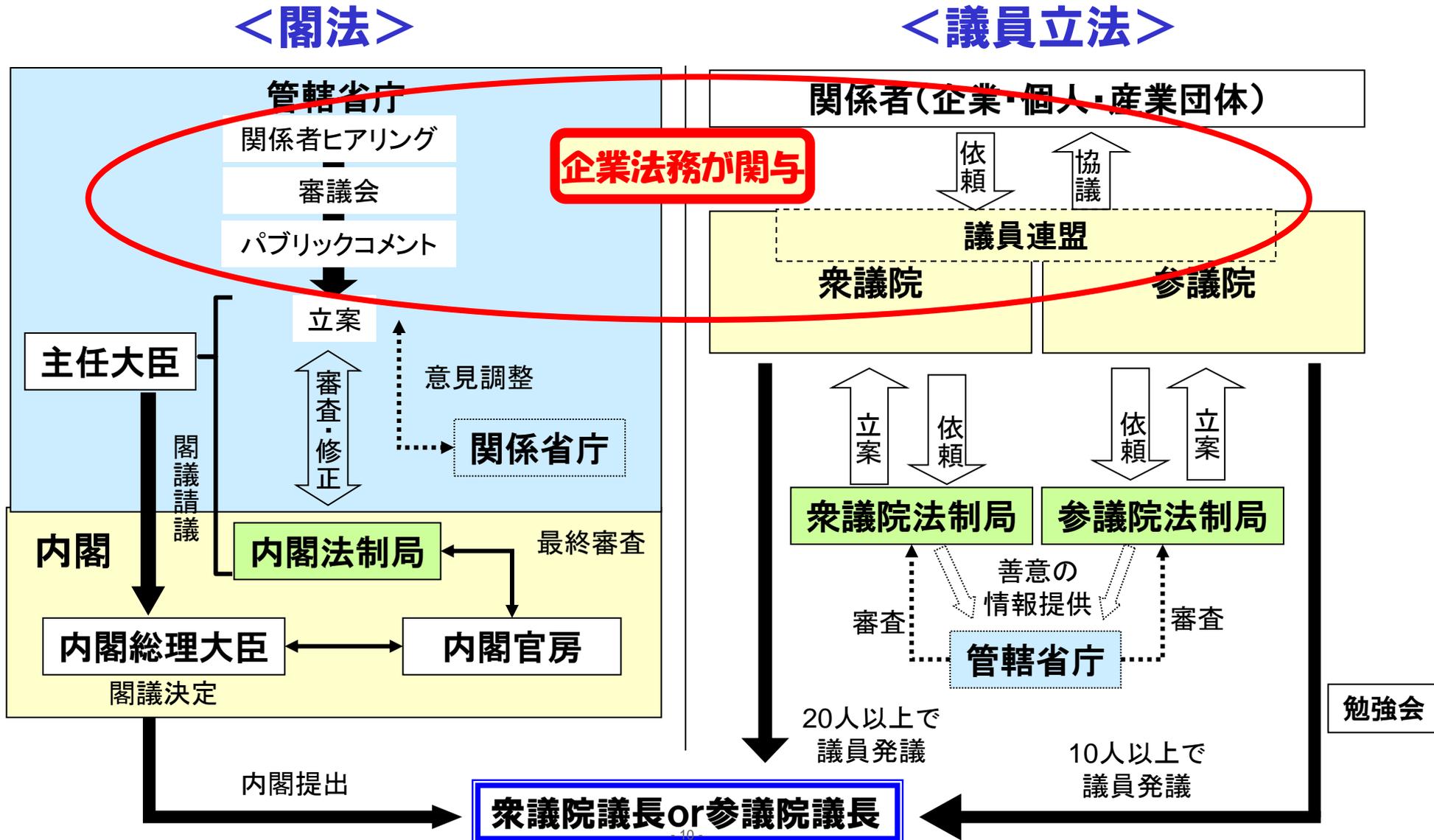
② 平成31年法改正

さらなる一般規定の要請を受け、以下の利用を著作権が及ばないとした。

- 1) 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用
- 2) 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等
- 3) 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等

2. 最近の主な知的財産法制度の改定

【参考：国会提出までの流れ】



昭和36年特許法(35条)

- 3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。
- 4 前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

平成16年特許法改正35条

- 3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、
…(中略)…、相当の対価の支払を受ける権利を有する。
- 4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮しの間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。
- 5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

その後、事例集も策定したりして、苦勞して成立させた平成16年法であったが、実質的には企業のリスクは変わらないとの多くの意見を受けて…

平成27年特許法改正35条

- 3 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。
- 4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、…(中略)…、相当の金銭その他の経済上の利益(次項及び第七項において「相当の利益」という。)を受ける権利を有する。
- 5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。
- 6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。
- 7 相当の利益についての定めがない場合又はその定めたところにより相当の利益を与えることが第五項の規定により不合理であると認められる場合には、第四項の規定により受けべき相当の利益の内容は、その発明により使用者等が受けべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

一定の条件を満たせば、
職務発明についての特許を受ける権利の原始的帰属が、
発明者 → 使用者(会社)

1. 産業界からみて画期的な法改正
2. (たぶん)企業サイドから仕掛けて法律の制定まで持っていった初めての(大きな)案件
3. 特許庁が前向きではなかったにもかかわらず審議会マターへ
- 壊れていない法律はいじらない
4. 自民党政務調査会知財戦略調査会を中心に議員面談等実施
- 会長:保岡興治氏、事務局長:山下貴司氏(当時)
5. 審議会座長及びキーメンバーとの面談
6. 経団連知的財産委員会他との連携

職務発明制度改定が一段落したと思ってほっとしていたところ…

有識者といわれる方から、

1. 日本の特許侵害訴訟は、

①原告にとって裁判所で認められる損害賠償額が少ない

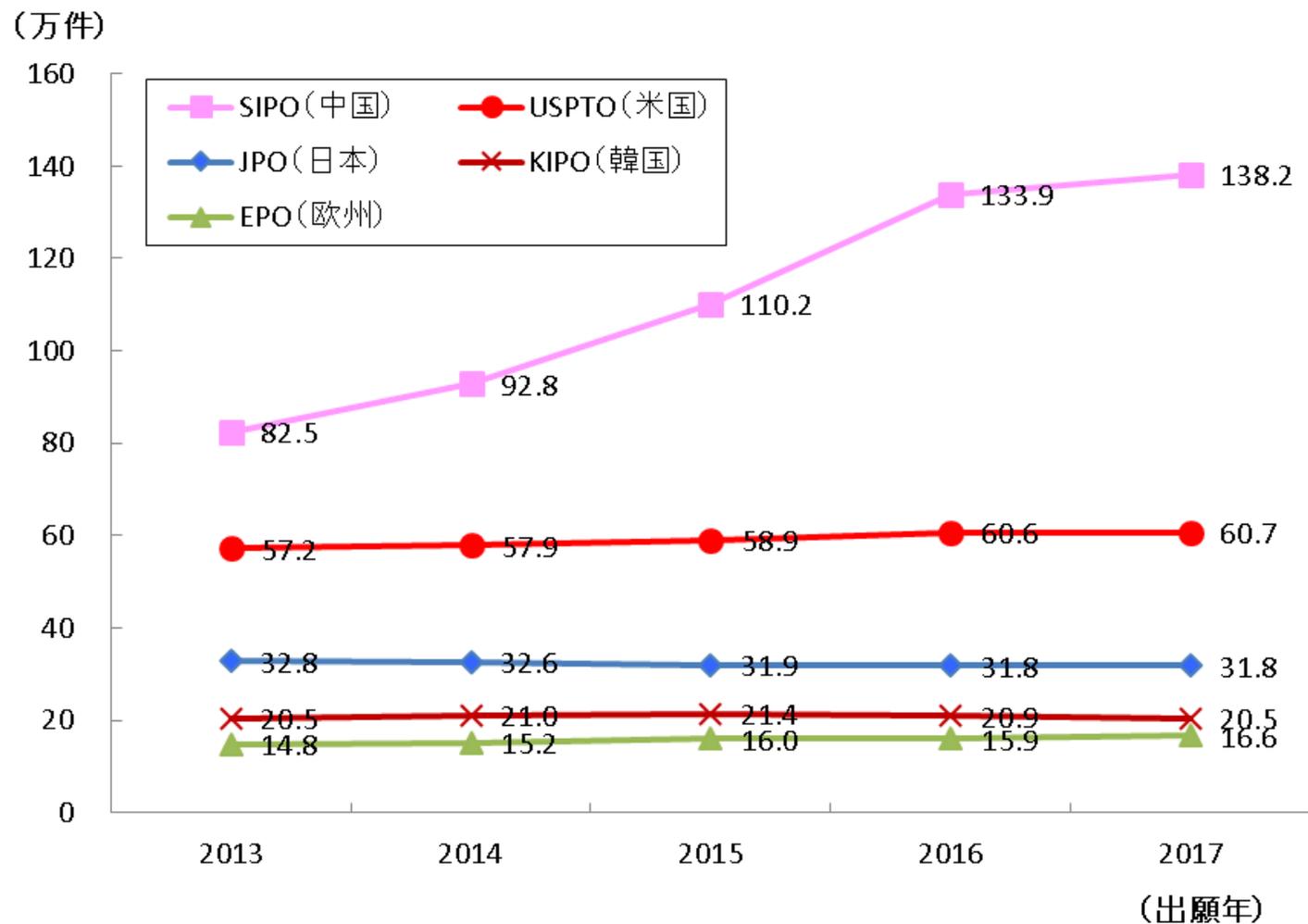
②①も含めて、原告から見て日本の特許侵害訴訟は魅力がない

③それゆえ、諸外国に比べて特許出願数も特許侵害訴訟の提訴数も少ない

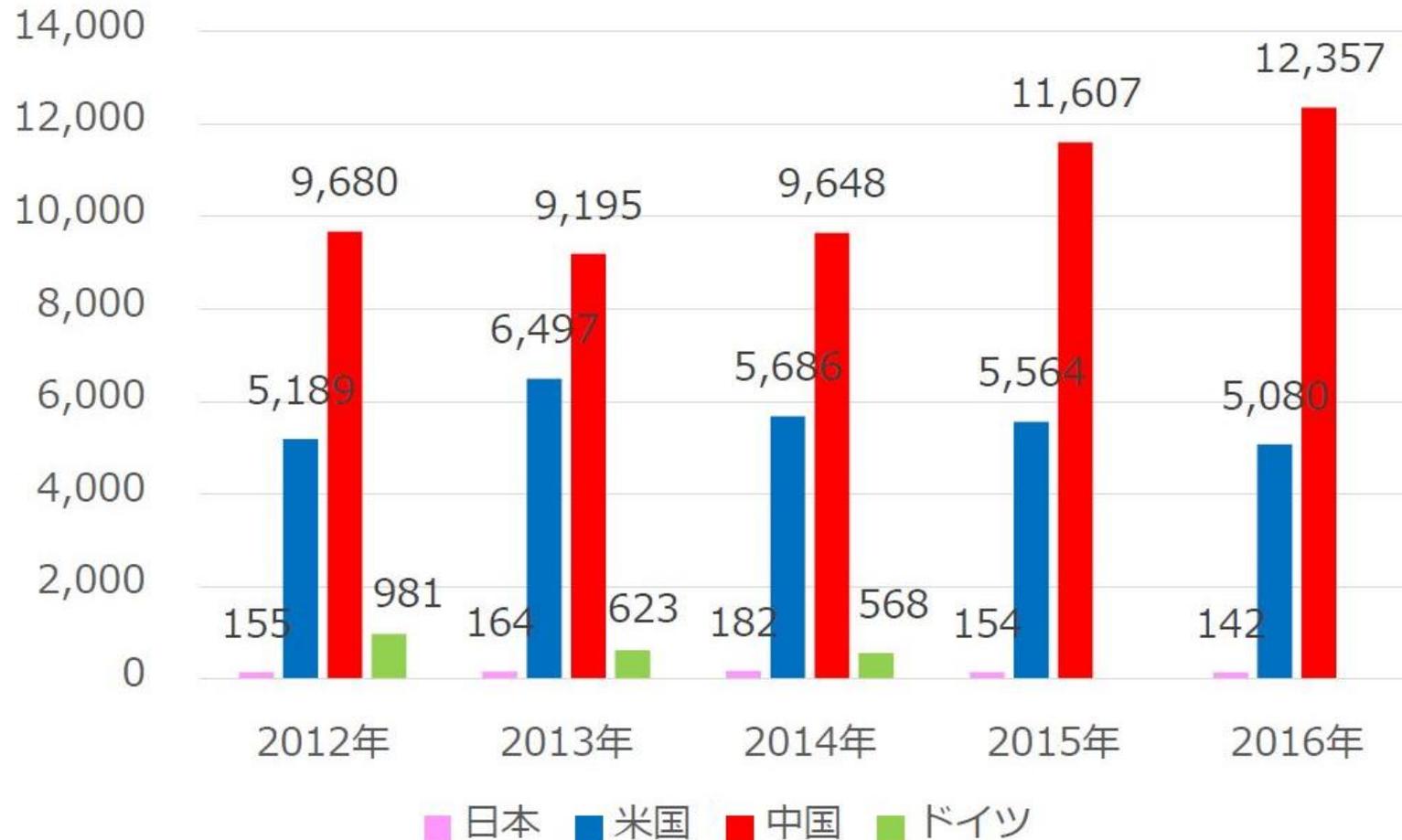
2. よって特許侵害訴訟制度を見直さなければならない。特に損害賠償が認められた場合、その額を高額にすべきであり、懲罰的賠償制度を導入すべきである。

3. 自民党の一部議員からも、このままでは日本の産業的・経済的发展に支障が生じるとして、懲罰的賠償制度の導入に賛同の声が上がる。

五大特許庁における特許出願件数の推移



日米中における知的財産権関係訴訟（民事一審）の件数



(※) ・各国の知的財産民事訴訟（第一審）の受理件数。

・日米ドイツは「特許」、中国は「特許・実用新案・意匠」関連の訴訟。

・米中ドイツは暦年。日本は年度。

・2015-2016年のドイツの件数は掲載されていない。

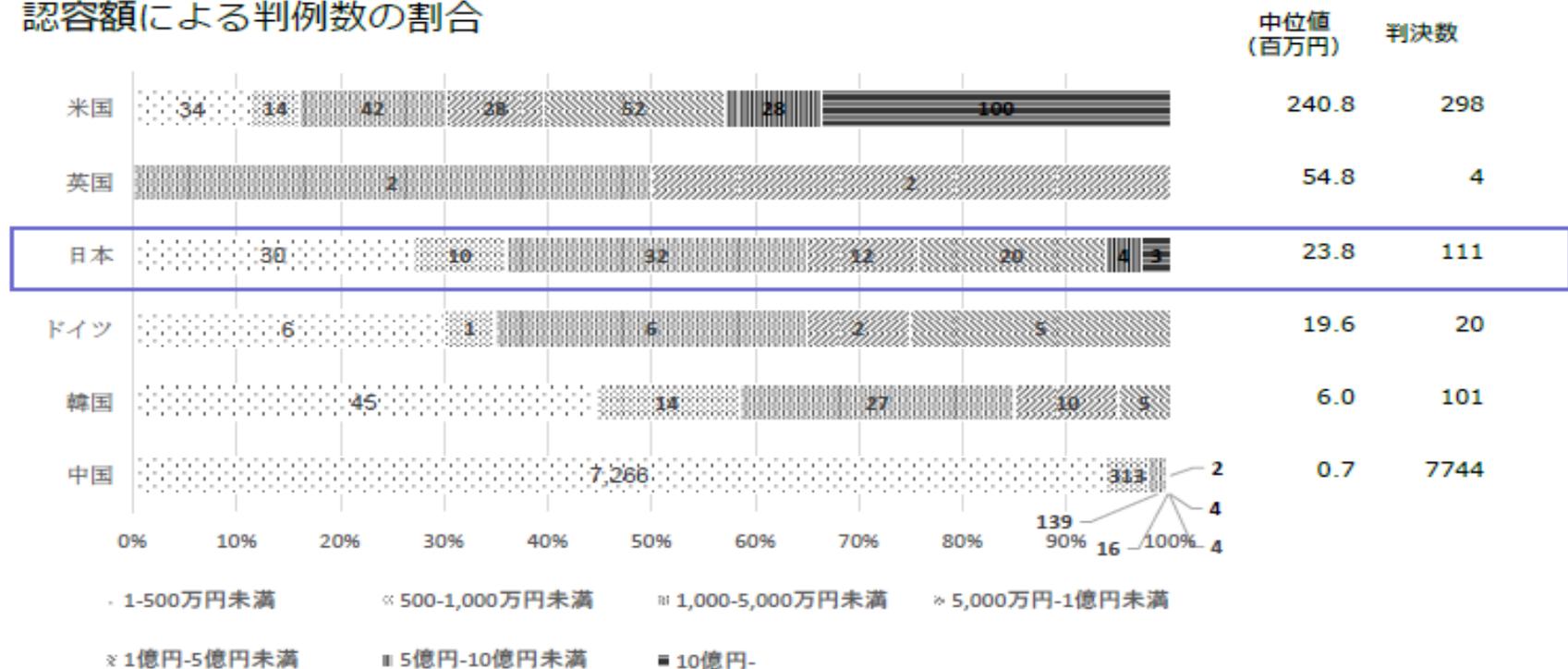
(出典) 平成29年度知的財産国際権利化戦略推進事業（海外における知財訴訟の実態調査）を基に特許庁作成

平成30年特許制度小委員会

- 統計では、日本での裁判所が認定する損害の認容額の水準は、米国との比較では低いが、他の主要国との比較においては日本の認容額が著しく少額とは言い難い。

※米国においては陪審制度によって高額の認容額が認められる場合があるなど、厳密な比較が困難な側面もある。

認容額による判例数の割合



このような指摘(スライド14)を受けて、特許庁は(無視もできず)産業構造審議会特許制度小委員会を立ち上げ、特許侵害訴訟制度の在り方についての検討を開始。

しかし、このときは、

- ・職務発明制度の見直しのとくと異なり、特許庁と産業界の意向がほぼ一致し、
- ・かつ、またもや自民党知財戦略調査会の幹部(事務局長: 山際大志郎氏ほか)との面談を実施して、、、

特許侵害訴訟が提起された際の特許法の手続き規定を充実させることで、特許制度小委員会の結論とした。

平成30年特許法改正(105条2項、105条4項)

1. 書類等提出の必要性判断におけるインカメラ手続き

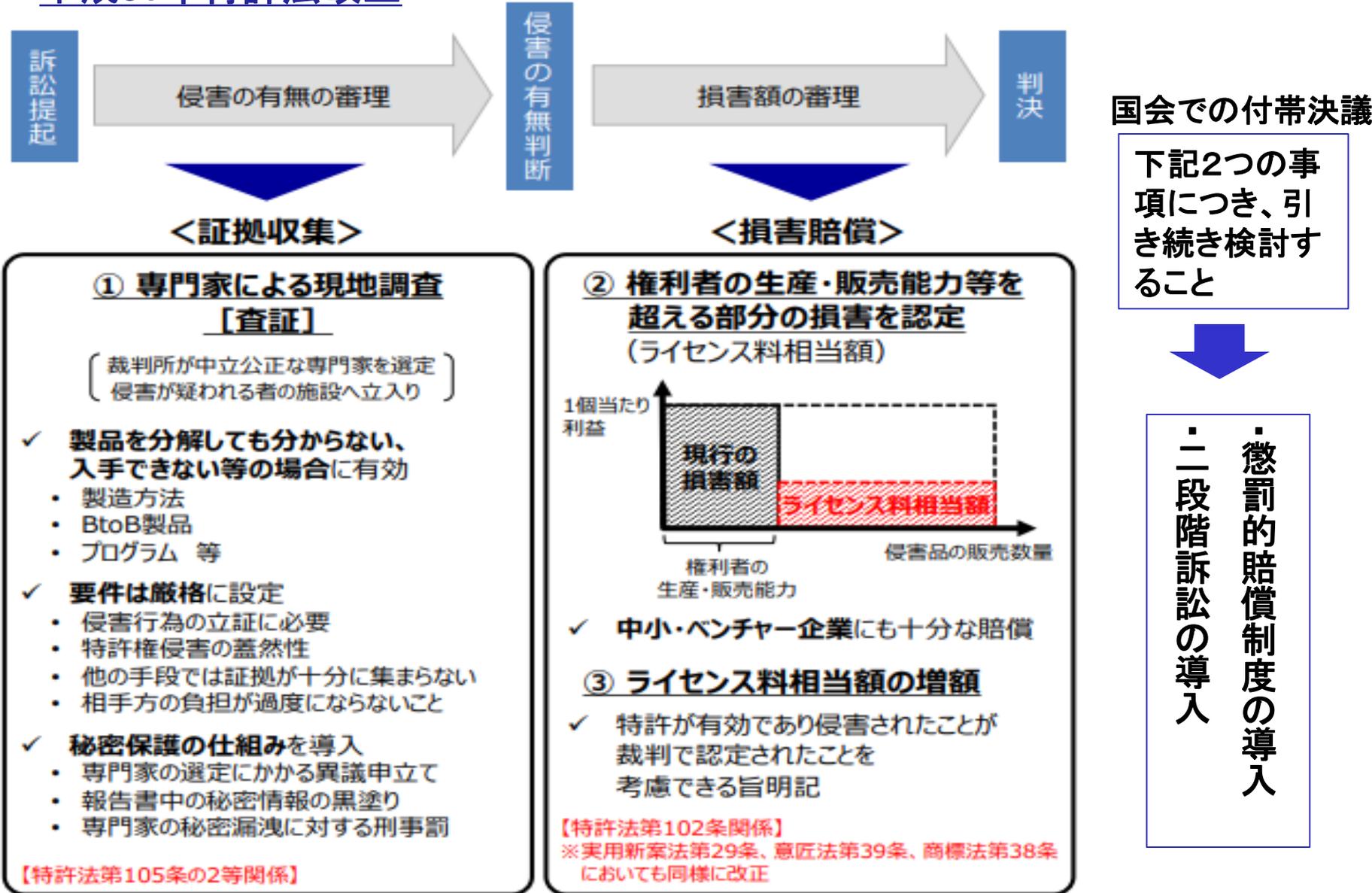
裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

2. 専門委員のインカメラ手続きへの関与を可能にする規定の創設

裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

これで落ち着くかと思いきや、特許庁長官の交代、有識者や一部自民党議員の声も衰えず、引き続き特許侵害訴訟制度を産業構造審議会特許制度小委員会で検討することになった。平成30年改正法がまだ施行されていないにもかかわらず。。。

平成31年特許法改正



【参考】

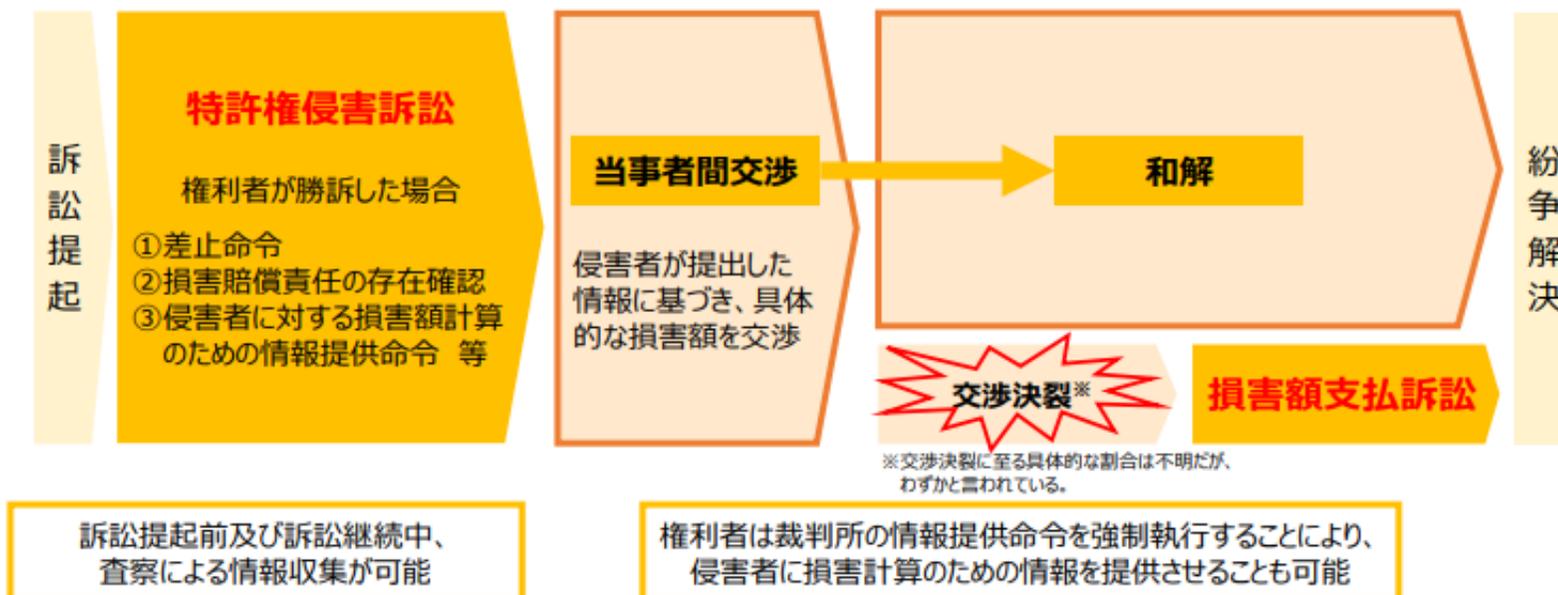
欧州における知財訴訟関連の動向



- 欧州指令2004/48において査察制度について規定
- 欧州統一特許裁判所 (UPC) において、訴訟方式として二段階訴訟方式を選択可能とする仕組みを採用する予定

ドイツにおける二段階訴訟の概要

侵害訴訟で損害賠償責任の存在を確認した後、損害額に関する当事者間交渉が決裂した場合に、損害額支払訴訟で損害賠償の支払いを求める



国内での被害額 **500億円**
アメリカでの被害額 **1兆3000億円**
(平成25年度経済産業省委託調査)

[▶ 詳細を見る \(PDF\)](#)

日本最大級の海賊版グループ

「はるか夢の址」による被害額は **731億円**

(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会調べ)

[▶ コンピュータソフトウェア著作権協会のリリースへ](#)

海賊版サイト

「漫画村」による被害額 **3200億円**

(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構が試算)

出典: 出版広報センター <https://shuppankoho.jp/damage/index.html>

平成26年著作権法改定(電子出版権の創設)

(出版権の設定)

第七十九条

1 第二十一条又は第二十三条第一項に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権等保有者」という。)は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

(出版権の内容)

第八十条

出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

- 一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。)
- 二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

裏では、出版業界内でのかけひきがあり、S社を中心とする出版者に著作隣接権を認めろとの主張が根強くあった。

まぼろしの平成31年(令和元年?)著作権法改定(民事措置)

(私的使用のための複製)

現行規定に削除は取消線、追加は赤字で記入。

第30条 著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

(中略)

三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画複製(以下この号及び次項において「**特定侵害複製**という)を、その事実**特定侵害複製**であることを知りながら行う場合

2. 前項第三号の規定は、**特定侵害複製**であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

まぼろしの平成31年(令和元年?)著作権法改定(刑事罰)

第八章

第119条

1項、2項 (略)

現行規定に削除は取消線、追加は赤字で記入。

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等録音録画有償著作物等(録音され、又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る。))であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)の著作権(第28条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。)を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画複製(以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。)を、自らその事実有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行った者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

平成24年著作権法改定

権利制限規定の日本版一般規定(フェアユース)を求めた。
文化庁はほぼ同意も、内閣法制局でズタズタ(個別列挙)に。。。

改正の概要

1. 著作権等の制限規定の改正 (著作物の利用の円滑化)

①いわゆる「写り込み」(付随対象著作物としての利用)等に係る規定の整備

下記の著作物の一定の利用行為につき、著作権等の侵害にならないとする規定を整備。

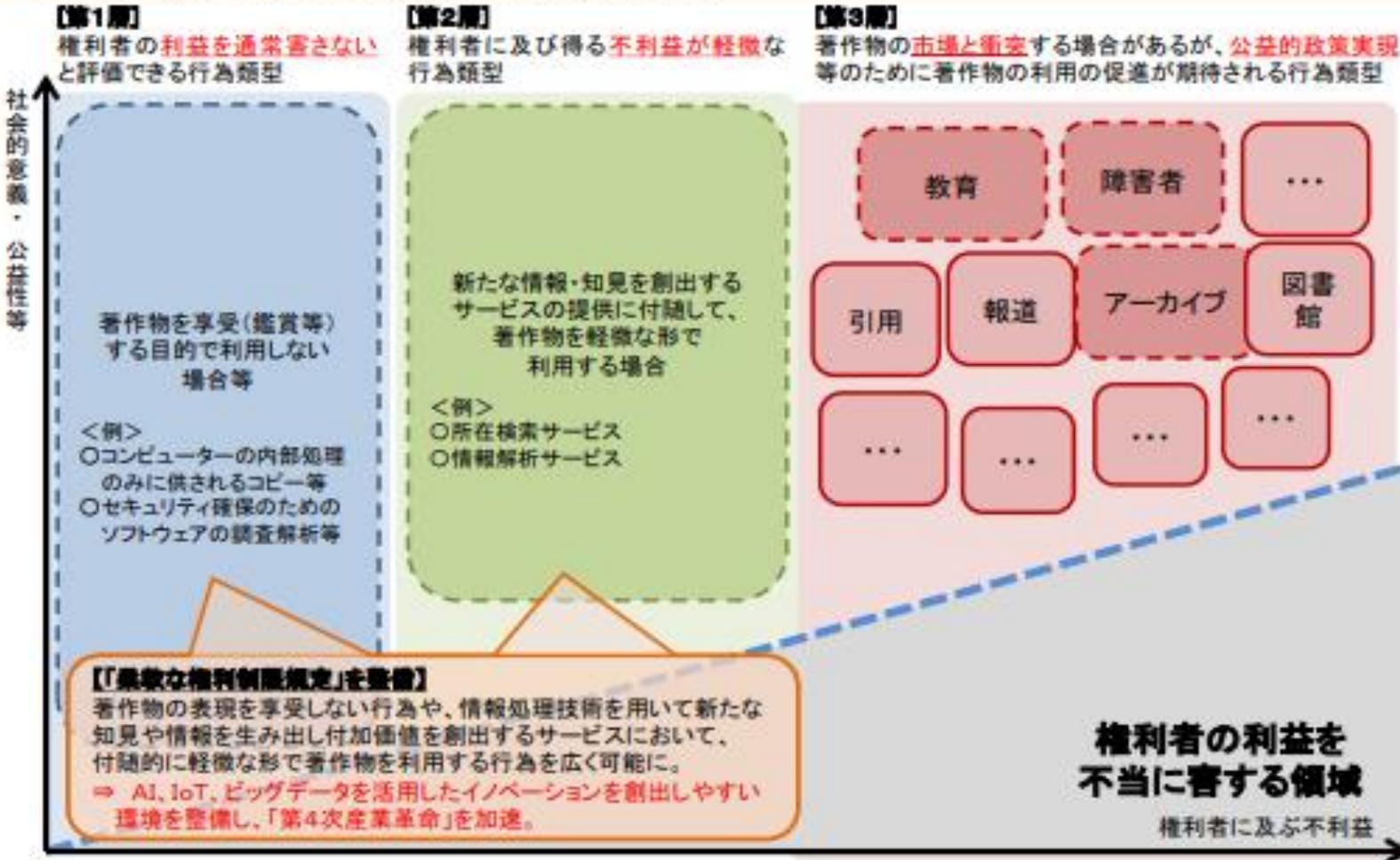
- 付随対象著作物としての利用(第30条の2 関係)
(例) 写真撮影等において本来の対象以外の著作物が付随して対象となる、いわゆる「写り込み」
- 許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用(第30条の3 関係)
(例) 許諾前の資料の作成
- 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(第30条の4 関係)
(例) 録音・録画に関するデジタル技術の研究開発・検証のための複製等
- 情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(第47条の9 関係)
(例) サーバ内で行われるインターネット上の各種複製

4. 最近の主な著作権法の改定際して(権利制限規定の見直し)

平成30年著作権法改正(柔軟な権利制限規定の導入)

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



日本流柔軟な権利制限規定に賛同する穏健派
(少なくとも自民党議員や日本企業)

法制定過程でバトル

米国流フェアユース規定導入を求める過激派
(一部自民党議員や一部日本企業)

【参考(米国著作権法)】

第107条 排他的権利の制限:フェアユース

批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

第108条 排他的権利の制限:図書館および文書資料館による複製

第109条 排他的権利の制限:一定のコピーまたはレコードの移転の効果

第110条 排他的権利の制限:一定の実演および展示の免除

第111条 排他的権利の制限:二次送信

第112条 排他的権利の制限:一時的固定物

なお、米国と同様のフェアユース規定を持つ国として、イスラエル、台湾、フィリピンがある。また、フェアユース類似の規定を持つ国として、韓国、シンガポールがある。これら以外の多くの国は個別的権利制限規定をとる。

特許庁

① 二段階訴訟制度

② AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討

AI・IoT 技術の時代において生じている又は生じ得る知財制度上の課題を事例の検証を通じて検討し、特許制度のあるべき姿を考える。

文化庁

① 写り込みに係る著作権の制限規定の拡充

現行規定(著作権法30条の2)はあまりに硬直的であるとして見直し検討が始まる。

第30条の2

写真の撮影、録音又は録画(以下この項において「写真の撮影等」という。)の方法によつて著作物を創作するに当たって、当該著作物(以下この条において「写真等著作物」という。)に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。)は、当該創作に伴って複製することができる。

② 研究目的に係る著作権の制限規定の創設

研究目的での著作物の利用に関しては、現行法上、個人が職業以外の私的使用目的で行う複製(法第30条第1項)や、情報解析、技術開発その他の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(法第30条の4)、図書館での文献複写サービス(法第31条第1項第1号)、論文等への引用(法第32条)など、権利制限規定が適用される利用形態も一部あるものの、研究者等が業務として書籍や論文等を複製する行為等を一般的に許容する規定はない。

知財司法の魅力を高める「知財裁判所のさらなる充実・強化」に向けて

本年早々から、法務省と最高裁判所が主導し、日弁連も交えて産業界と意見交換を重ねてきた。新聞やテレビでも報道もされているところであるが、現在次のような項目が俎上に挙がっている。

1. 知財紛争における司法型ADRの充実
 - ①知財紛争における司法調停の柔軟化と充実
 - ②民間仲裁をモデルとした司法上の手続きモデルの検討など
2. 知財裁判所のサービス・審理の充実
知財高等裁判所における大合議事件の取扱範囲の拡大
(2021年に中目黒(東京都)に「ビジネスコート」創設する構想が進んでいる。)
3. 国際仲裁を含む国際知財紛争に対する対応強化
 - ①裁判手続きにおける外国語利用の容易化(証拠の訳文添付の不要化)
 - ②国際的な知財関係裁判についての専門的処理サポート
4. 知財訴訟審理におけるIT化の導入
5. 知財訴訟における判断・審理の適正性に資する制度改革
 - ①「アミカス・ブリーフ」等の審理充実のための方策検討
 - ②「アトーニーズ・アイズ・オンリー」等の審理適正化のための方策検討

法制度改正への対応ポイント

1. パブリックコメント募集に対する適切な対応
2. (団体を通じた)特許庁、文化庁、知財政策室などへの直接的働きかけ
3. 自民党政策調査会知的財産戦略調査会所属議員への直接的働きかけ
4. 知財協と経団連との連携プレー
経団連の組織として、知的財産委員会企画部会が2006年に創設された。知財協のカウンターパートとしての重要な存在。
5. 弁護士会、弁理士会等との連携
6. 産業構造審議会、文化審議会の委員としての発言
7. 審議会委員あるいは有識者への直接的働きかけ